

技能実習生等受入適正化推進会議宣言

岐阜県内には、多くの技能実習生が就労しているが、労働関係等の諸問題が、未だに認められることを踏まえ、私たちは、緊密に連携し、新たな技能実習制度の下に、技能実習法、入管法、労働関係法令等の遵守を徹底し、岐阜県における適正な技能実習の実現に努めることをここに宣言する。

平成 30 年 1 月 25 日

技能実習生等受入適正化推進会議

- ・厚生労働省 岐阜労働局
- ・法務省 名古屋入国管理局
- ・外国人技能実習機構 名古屋事務所
- ・岐阜県
- ・岐阜県警察本部
- ・公益財団法人 国際研修協力機構（JITCO）
名古屋駐在事務所
- ・日本労働組合総連合会岐阜県連合会（連合岐阜）
- ・一般社団法人 岐阜県経営者協会
- ・岐阜県中小企業団体中央会

岐阜県内の技能実習生に係る労働関係等の諸問題

- 最低賃金や割増賃金の不払、違法な長時間労働等が認められること。
- 賃金台帳等帳簿の改ざんや臨検監督時の虚偽説明・説明拒否等の隠蔽行為が認められること。
- 違約金の徴収、預金通帳・印鑑・旅券の取上げ、不当な生活の制限等の人権侵害行為が認められること。
- 監理団体において、実習実施者に対する指導・監査が十分になされていないこと。
- 送出し機関との契約の中に、保証金の徴収等不適正な内容が認められること。
- 資格外活動等の不法就労事案、不法入国事案が認められること。
- 多数の行方不明者（失踪者）が発生していること。